



令和8年4月13日
住宅局安心居住推進課

空き家等をセーフティネット住宅・居住サポート住宅に 改修する事業者を支援します！

～令和8年度「セーフティネット専用住宅改修事業」・「居住サポート住宅改修事業」の募集を開始～

住宅セーフティネット制度の枠組みのもと、民間賃貸住宅や空き家等の既存住宅等を住宅確保要配慮者^{※1}専用の住宅や住宅確保要配慮者に見守り等の入居中のサポート提供を行う住宅（居住サポート住宅）に改修する民間事業者等を支援します。

本日より、当該事業を行う民間事業者等の募集（国による直接補助^{※2}）を開始します。

※1 低額所得者、高齢者、障害者や子育て世帯など、住宅の確保に配慮を要する方

※2 この補助とは別に、地方公共団体が補助を行っている場合があります。

1) 支援概要（詳細は別紙参照）

（1）主な要件

- ・公営住宅に準じた家賃の額以下であること
- ・住宅確保要配慮者専用の住宅として登録すること（セーフティネット専用住宅改修事業のみ）
- ・居住サポート住宅の認定を受けること（居住サポート住宅改修事業のみ） 等

（2）補助の内容

【補助対象工事】

- ① バリアフリー改修（外構部分のバリアフリー化含む）
- ② 耐震改修工事
- ③ 共同居住用の住居とするための改修・間取り変更
- ④ 子育て世帯対応改修工事（子育て支援施設の併設を含む）
- ⑤ 安否確認のための設備の改修工事
- ⑥ 防音・遮音工事 等

【補助率・限度額】

1/3（上限 62万円/戸 等）※別途上限に加算あり

2) 応募締切り

令和8年12月11日（金）

※事前審査願の受付期間も上記と同様です。事前審査の受付をしている事業であっても、令和8年12月11日（金）までに交付申請（本申請）書類の提出が必要です。

※上記にかかわらず補助金申請額が予算上限に達し次第、受付を終了します。

3) 応募方法

- ・上記応募締切りまでに、以下の事務局へ申請書を電子メールにて提出してください。
- ・応募要件等の詳細については、事務局 HP 掲載の交付申請要領をご覧ください。
- ・交付申請要領・様式等は、次の URL から入手してください。

【事務局】住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業交付事務局

セーフティネット専用住宅改修事業：<https://www.how.or.jp/koufu/snj.html>

居住サポート住宅改修事業：<https://www.how.or.jp/koufu/support.html>

E-mail : snj[atmark]how.or.jp（[atmark]を@に変えて送付してください。）

【問い合わせ先】

住宅局安心居住推進課

TEL : 03-5253-8111

